

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
	<p><u>附 則（平成 23 年 7 月 11 日東相制第 11-0022 号）</u> <u>この改正規定は、平成 23 年 7 月 21 日から実施します。</u></p>

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第26節 形態14 (略)

第27節 形態15 ~ 第31節 形態19 (略)

技術的条件集別表

1 ~ 26.4 (略)

27.1 ~ 38 (略)

技術的条件集

第1章 (略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1 ~ 第26節 形態14 (略)

第26節の2 形態14-2 ISP接続用ルータ接続インタフェース (IP通信網ISP
接続用ルータ接続インタフェース(ネイティブ方式))

第27節 形態15 ~ 第31節 形態19 (略)

技術的条件集別表

1 ~ 26.4 (略)

26.5 IP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6 ネイティブ
方式)

27.1 ~ 38 (略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7) ISP接続用ルータ	技術的条件集第2章第26節に規定するところによります。
(略)	(略)

2 前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第4節の3に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章、第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第25節の2、第26節、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(略)	(略)

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(略)	(略)
(110) 特別光信号中継回線接続インタフェース	協定事業者が特別光信号中継回線と接続する時に適用するインタフェース種別
(111) ISP通信網ISP接続用ルータ接続インタフェース(ネイティブ方式)	協定事業者がISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置とネイティブ方式を利用して接続する時に適用するインタフェース種別

(標準的な接続箇所)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(7) ISP接続用ルータ	技術的条件集第2章第26節、第26節の2に規定するところによります。
(略)	(略)

2 前項の規定に関わらず当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合の本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) 端末回線の線端	光信号端末回線の技術的条件は、技術的条件集第2章第4節の3に、光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件は、技術的条件集第2章、第8節、第14節、第16節、第16節の2、第18節、第18節の2、第25節の2、第26節、第26節の2、第27節、第28節に規定するところによります。 また、光信号端末回線の技術的条件と光信号端末回線以外の当社の指定電気通信設備との接続に関する技術的条件の具体的な各インタフェース種別を技術的条件集別表30に示します。
(略)	(略)

第3条 (略)

第3条 (略)

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2

(網構成)

第 112 条の 2 当社の I S P 接続用ルータにおける I P 通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 26.5 のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)～(3/6) (略)

(4/6)

インタフェース種別 接続番号	(略)	サービス制御 統括局接 続インタフェース
		形態 8
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(略)	(略)
分類 2 (00XY～) 国際系番号		
分類 3 (0A～J) 端末系番号		
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号		
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 P H S 系番号		
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 P H S 系番号		
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号		
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号		
分類 9 (050C～K) I P 電話番号		

技術的条件集別表 1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号

(略)

(1/6)～(3/6) (略)

(4/6)

インタフェース種別 接続番号	(略)	サービス制御 統括局接続 インタフェース	端末回線 MDF 接続インタ フェース
		形態 8	形態 9 (DSL 用 インタフェース)
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(略)	(略)	<u>(分類によ らない)</u>
分類 2 (00XY～) 国際系番号			
分類 3 (0A～J) 端末系番号			
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号			
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 P H S 系番号			
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 P H S 系番号			
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号			
分類 9 (050C～K) I P 電話番号			

(5/6)

インタフェース種別	端末回線 MDF 接続インタ フェース	ISM 折返 し接続イン タフェース	(略)	IP 通信網 I S P 接続用 ルータ接続 インタフェ ース
	形態 9 (DSL 用 インタフェース)	形態 10		形態 14
接続番号				
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	<u>(分類によ らない)</u>	(略)	(略)	(略)
分類 2 (00XY～) 国際系番号				
分類 3 (0A～J) 端末系番号				
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号				
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 P H S 系番号				
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 P H S 系番号				
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号				
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号				
分類 9 (050C～K) I P 電話番号				

(6/6) (略)

2. (略)

(5/6)

インタフェース種別	ISM 折返 し接続イン タフェース	(略)	IP 通信網 I S P 接続用 ルータ接続 インタフェ ース	IP 通信網 I S P 接続用ルー タ接続インタ フェース (ネ イティブ方 式)
	形態 10		形態 14	形態 14-2
接続番号				
分類 1 (00XY～) 設置中継系番号	(略)	(略)	(略)	<u>(分類によ らない)</u>
分類 2 (00XY～) 国際系番号				
分類 3 (0A～J) 端末系番号				
分類 4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号				
分類 5 (0A0-CDE～) 接続型 P H S 系番号				
分類 6 (0A0-CDE～) 活用型 P H S 系番号				
分類 7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号				
分類 8 (0091～) 非設置中継系番号				
分類 9 (050C～K) I P 電話番号				

(6/6) (略)

2. (略)

技術的条件集別表 26.5 I P通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (IPv6
ネイティブ方式)

[参照規格一覧]

JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)

JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)

IETF RFC2460 (Internet Protocol,Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)

IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol
Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)

IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing
1999.3)

IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)

IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information
exchange between systems-Local and metropolitan area
networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access
with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layer
specifications 1998 Edition)

IEEE std 802.3ae-2002 (IEEE Standard for Information
technology--Telecommunications and information exchange between
systems--Local and metropolitan area networks- Specific
requirements--Part 3: Carrier Sense Multiple Access with Collision
Detection (CSMA/CD)Access Method and Physical Layer
Specifications--Amendment:Media Access Control (MAC)Parameters,
Physical Layer and Management Parameters for 10 Gb/s Operation)

1. インタフェース規定点

図1に、協定事業者との接続イメージを示す。当社と協定事業者とは、インタフェース点（以下「POI」という）で接続する。

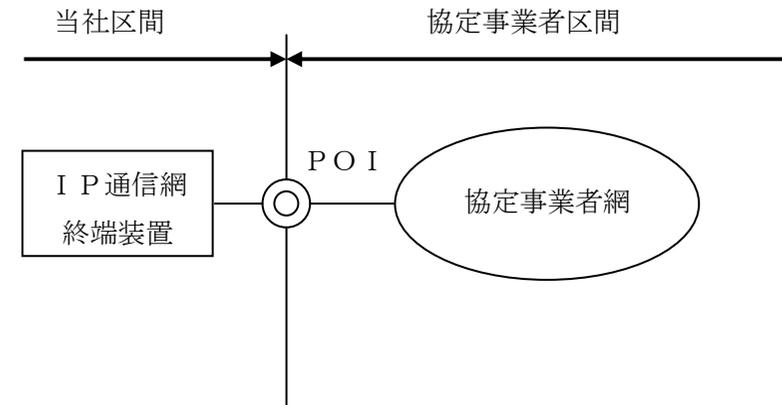


図1 協定事業者との接続イメージ

2. 下位層（レイヤ1～2）仕様

2. 1 10GBASE-LRインタフェースにて接続する場合

2. 1. 1 物理層（レイヤ1）仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2. 1. 2 データリンク層（レイヤ2）仕様

IEEE Std 802.3ae Clause4 準拠

2. 1. 2. 1 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

ただし、タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合があります。

2. 1. 2. 2 物理アドレス解決方法

IETF RFC2461 準拠

3. ネットワーク層（レイヤ3）仕様

3. 1 I P v 6

IETF RFC2460 準拠

3. 2 I C M P v 6

IETF RFC2463 準拠

3. 3 ルーティング方式

4. 1に規定するダイナミックルーティング

4. 上位層（レイヤ4以上）仕様

4. 1 ダイナミックルーティングプロトコル

BGP-4+ IETF FRC2545 準拠

IETF RFC2858 準拠

なお、ダイナミックルーティングプロトコルの設定内容等の細目については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. (略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
(略)

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1-6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3-3、形態 4-6、形態 5、形態 5-2、形態 6-2、形態 6-3、形態 1 3-2、形態 1 4、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件 (JIS C 6835 に準拠した光ファイバ) を持つインタフェースとする。

(略)

技術的条件集別表 3 0 光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の指定電気通信設備の技術的条件の関係

(略)

1. (略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
(略)

表 1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態 1-6、形態 1 2 又は形態 1 3 を適用する。
B	・形態 3-3、形態 4-6、形態 5、形態 5-2、形態 6-2、形態 6-3、形態 1 3-2、形態 1 4、 <u>形態 1 4-2</u> 、形態 1 5、形態 1 6 のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件 (JIS C 6835 に準拠した光ファイバ) を持つインタフェースとする。

(略)